令和５年度　金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金　募集要領

１．目　的

テレワークや選択型勤務を活用し、場所や時間にとらわれずやりがいのある仕事ができる働き方であるスマートワークの導入を支援することにより、企業の生産性の向上や業務効率化を図り、多様な人材の活用による労働力の確保によって、競争力を強化することを目的とする。

２．助成対象者

次のいずれにも該当する者

①市内に本社を有する中小企業事業者（中小企業信用保険法第２条第１項に定める中小企業者）

②スマートワークの導入により社内又は団体内にイノベーションを起こす意欲のある者

③事業実施期間中に市に対し進捗状況を報告し、進捗状況と事業実施結果を公表できる者

④過去に金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金の交付決定を受けていない者

⑤市税の滞納がない者

３．助成対象事業

次の①～③全ての取組を総合的に実施すること

①テレワーク等の導入・拡充　（テレワークやペーパーレス会議システムの構築　等）

②選択型勤務の導入・拡充　（フレックスタイムや時差出勤の導入及び就業規則の変更　等）

③人材の確保・育成　（管理職に対するマネジメント研修　等）

４．事業実施期間

助成金交付決定の日から令和６年３月 15 日まで

５．助成金額

助成率　１／２以内（１件あたりの上限 200 万円）

６．助成対象経費

経費区分	内　容
謝金	講師、専門家等に支払う謝金
旅費	講師、専門家等に支払う招へい旅費や研修等に参加するための旅費
印刷製本費	研修会資料、チラシ等を印刷する経費
役務費	通信料、端末の設定を変更する経費
委託料	システムの調達や就業規則の変更等について外部専門業者・機関等に委託する経費
会場借上料	研修会等を開催する際の会場借上料
物品賃借料	事業実施に直接必要な物品を賃借する経費
消耗品費	事務用消耗品の購入費
備品購入費	調査研究、構想策定に必要な経費（直接実施分）
その他	特に必要と認められる経費

※助成対象：証拠書類によって金額等が確認できるもの

（助成対象期間外に支出した経費や、会合飲食費等の事業に直接関わりのない経費、仕入れ等にかかる経費は補助対象外）

７．申込手続

① 応募申込

応募申込書に必要事項を記載し、以下の書類を添付して提出

募集期間　　令和５年５月１日（月）から令和５年６月９日（金）

◯添付書類　・（様式第１号）金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金応募申込書
・（様式第２号）金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金収支予算書
・金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金応募調査票
・事業の推進体制図
・会社の概要が分かる資料
・市税滞納有無調査承諾書
※提出された書類の返却は行わない
※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合あり

② 審査・採択

書類審査及びプレゼン（６月下旬以降に実施予定）による選考

有識者で構成する審査会で採択企業を決定し、結果を通知

③ 助成金申請書の提出（通知日以降）

採択された事業者は助成金の申請書を作成し、提出

◯添付書類　・金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金申請書
・事業実施計画書

④ 助成金交付決定及び事業実施

助成金交付決定通知書を送付

事業実施計画に沿って事業を実施

※事業実施期間中に２回以上代表者又は役員等から進捗状況について報告し、
市が指定するアドバイザーから助言を受けること

⑤ 結果報告

必要書類を作成し、提出

審査後、額を確定し、助成金振込

◯添付書類　・助成金事業実績報告書
・事業に要した金額が分かる資料
（領収書、請求書及び支払伝票　など）
・写真（購入したものがある場合）
・請求書

＜申請書類の提出先＞

金沢市役所労働政策課

〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号

８．スケジュール

令和５年５月１日（月）　募集開始
令和５年６月９日（金）　募集締切
令和５年６月下旬　　審査会
※審査会の詳細は申込者に別途連絡します。
令和５年７月～　随時　　助成金交付申請書（市様式）提出
交付決定、事業着手、事業進捗報告
令和６年３月 15 日（金）　事業完了期限
実績報告（以下の書類等を各１部提出）
・助成金事業実績報告書
・成果物（写真、データ　等）
・収支報告書（任意様式）
・領収証の写し

９．その他注意事項等

（１）助成金の交付は、助成金事業実績報告書の提出後とする。
（２）助成対象者は、事業期間内に労働政策課長の求めがあった場合には、事業遂行状況や収支状況等について報告を行うこと。
（３）助成対象者が事業の途中で取組を継続できなくなった場合、市は交付決定の全部もしくは一部を取り消す、または決定内容を変更する場合がある。
（４）市は、スマートワークの推進のため、実施団体の名称を含め、事業の全部または一部を公表できるものとする。

10．問い合わせ先

金沢市役所労働政策課
〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号
TEL 076-220-2199　　FAX 076-260-7191
メールアドレス　roudou@city.kanazawa.lg.jp